

管理業務主任者登録に係る実務講習

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項、同法施行規則第69条)

(1) 指定・登録基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則

(法第59条第1項の国土交通大臣が実務の経験を有するものと同様以上の能力を有すると認められたもの)

第69条

2前項第一号の規定により国土交通大臣が指定する講習は、次のすべてに該当するものでなければならない。

- 一 マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的として民法第34条の規定により設立された法人で、講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると国土交通大臣が認める者が実施する講習であること。
- 二 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。
- 三 国土交通大臣が定める講習の実施要領〔マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第69条第1項第1号に基づく講習の実施要領（平成13年国土交通省告示第1281号）〕に従って実施される講習であること。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 社団法人 高層住宅管理業協会

指定・登録時期 : 平成13年8月10日

法人の連絡先 : 〒105-0001 東京都港区新橋二丁目二十番一号

指定・登録の理由 : マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第69条第2項に基づく指定基準に適合しているため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし